

○立川市立中学校教科用図書選定検討委員会設置要綱

平成17年4月28日教育委員会要綱第6号

改正

平成23年5月26日教育委員会要綱第12号

平成27年4月16日教育委員会要綱第31号

平成30年4月1日教育委員会要綱第19号

令和2年3月24日教育委員会要綱第20号

令和5年4月1日教育委員会要綱第21号

令和6年2月26日教育委員会要綱第3号

立川市立中学校教科用図書選定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 立川市立学校設置条例（昭和38年立川市条例第66号）別表に定める立川市立中学校（以下「市立中学校」という。）の教科用図書の選定を適正に行うため、立川市立中学校使用教科用図書採択の基本方針（平成13年4月26日教育委員会決定）に基づき、立川市立中学校教科用図書選定検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討委員会は、次の各号に掲げる事項を処理する。

- (1) 教科用図書全般に係る検討に関すること。
- (2) その他必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 検討委員会は、委員15人以内をもって組織する。

(委員)

第4条 委員は、次の各号に掲げる者につき、立川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が委嘱する。

- (1) 市立中学校の校長又は副校長 10人以内
- (2) 立川市立学校設置条例別表に定める立川市立小学校（以下「市立小学校」という。）の校長 1人
- (3) 市民 2人以内

(4) 市立中学校に在籍する生徒の保護者 2人以内

(委員長及び副委員長)

第5条 検討委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によって定める。

2 委員長は、検討委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第6条 検討委員会は、委員長が必要があると認めたときに招集する。

2 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 検討委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席又は資料の提出を求めることができる。

(教科用図書調査研究部会)

第7条 検討委員会に、教科用図書を専門に調査し、及び研究するため、教科ごとに教科用図書調査研究部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の名称及び部会が調査し、及び研究する教科用図書は、別表のとおりとする。

3 部会は、部会長が必要があると認めたときに招集する。

(部会長及び部会員)

第8条 部会に、部会長を置き、第4条第1号に掲げる者の中から委員長が選任する。

2 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。

3 部会員は、次の各号に掲げる者につき、教育委員会が委嘱する。

(1) 市立中学校長会の推薦を受けた市立中学校の教員

(2) 市立小学校長会の推薦を受けた市立小学校の教員

4 部会員の定数は、別表のとおりとする。

(部会の役割)

第9条 部会は、教科用図書の見本本、編修趣意書等に基づき、教科用図書についての調査及び研究を行う。

2 部会は、次の各号に掲げる内容について調査及び研究を進め、調査結果を調査書として集約するものとする。

(1) 内容の選択（資料の新鮮度、内容のおさえ方、学習活動の多様性並びに個人差及び地域差への配慮）

(2) 構成及び分量（系統性、関連性、発達段階への配慮、精粗の程度及び分量）

(3) 表記及び表現（文字、語句、語法、文体、記号、式、図形等の一貫性及び明確さ）

(4) 使用上の便宜（自主的及び積極的学習並びに全体の内容構成）

（欠格事項）

第10条 次の各号のいずれかに該当する者は、委員及び部会員になることができない。

(1) 教科用図書発行者の役員及び従業員並びにこれらの配偶者及び3親等内の親族

(2) 顧問、参与、嘱託等いかなる名称によるを問わず、事実上、教科用図書発行者の事業の運営に重要な影響力を有している者

(3) 教科用図書及び教師用指導書の著作者又は編集者（事実上、著作又は編集に参加し、又は協力した者を含む。）

(4) 前号に定める著作者又は編集者が団体である場合は、当該団体の役員及びこれに準ずる者

(5) 教科書の供給の事業を行う者及びこれに準ずる者

(6) 前各号に掲げる者と実質的に同視される者

（任期）

第11条 委員及び部会員の任期は、教育委員会が委嘱した日から教科用図書が採択される日までとする。

（辞職）

第12条 委員を辞職しようとするときは、事由を具して委員長へ届出なければならない。

2 委員長は、前項の規定により委員に欠員が生じ、必要があると認めるときは、新たな委員の委嘱を教育委員会に求めることができる。

3 部会員を辞職しようとするときは、事由を具して部会長へ届出なければならない。

4 委員長は、前項の規定により部会員に欠員が生じ、必要があると認めるときは、新たな部会員の委嘱を教育委員会に求めることができる。

5 前項の規定により委員長が新たな部会員の委嘱を教育委員会に求める際、辞職した部会員を推薦した市立中学校長会又は市立小学校長会は、第8条第3項の規定に基づき新たな部会員を推薦することができる。

（守秘義務）

第13条 委員及び部会員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

（謝礼及び記念品）

第14条 第4条第3号及び第4号に掲げる委員には、予算の範囲内で謝礼を支払い、又は記念品を贈呈するものとする。

(庶務)

第15条 検討委員会及び部会の庶務は、教育委員会事務局教育部指導課において処理する。

(委任)

第16条 この要綱の施行について必要な事項は、教育委員会事務局教育部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月28日から施行する。

附 則（平成23年5月26日教育委員会要綱第12号）

この要綱は、平成23年5月26日から施行する。

附 則（平成27年4月16日教育委員会要綱第31号）

この要綱は、平成27年4月16日から施行する。

附 則（平成30年4月1日教育委員会要綱第19号）

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月24日教育委員会要綱第20号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年4月1日教育委員会要綱第21号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和6年2月26日教育委員会要綱第3号）

この要綱は、令和6年2月26日から施行する。

別表（第7条・第8条関係）

部会の名称	教科用図書	部会員の定数	
		市立中学校 の教員	市立小学校の教員
国語科部会	国語、書写	5人以内	1人以内
社会科部会	社会（地理的	5人以内	1人以内

	分野)、社会 (歴史的分 野)、社会 (公民的分 野)、地図		
数学科部会	数学	5人以内	1人以内
理科部会	理科	5人以内	1人以内
音楽科部会	音楽(一 般)、音楽 (器楽合奏)	5人以内	1人以内
美術科部会	美術	5人以内	1人以内
保健体育科部会	保健体育	5人以内	1人以内
技術・家庭科部 会	技術・家庭 (技術分 野)、技術・ 家庭(家庭分 野)	10人以内	1人以内(家庭分野)
外国語科部会	英語	5人以内	1人以内
道徳科部会	道徳(特別の 教科)	5人以内	1人以内